

国立大学法人和歌山大学学長候補者選出に係る適任審査に関する規程

制 定 平成26年6月19日

法人和歌山大学規程第1530号

最終改正 令和4年3月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「法人」という。）の学長候補者（以下「候補者」という。）の選考において、法人学長選考・監察規程（以下「学長選考・監察規程」という。）第9条第2項の規定に基づき、候補者に係る適任審査（以下「適任審査」という。）に関し、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 適任審査は、国立大学法人和歌山大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行う。

(適任審査管理委員会)

第3条 学長選考・監察会議は適任審査を円滑に進めるため、学内に適任審査管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、事務局に本部を置く。

第4条 管理委員会は、適任審査を円滑かつ適正に行う。

(管理委員会委員)

第5条 管理委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号の者とする。

(1) 各学部から選出された教員 教育学部、経済学部及びシステム工学部 各3名（教授1名を含む。）、観光学部 1名（教授）

(2) 総務課長

(3) 総務課職員 5名

(委員の選出)

第6条 学長選考・監察会議は、委員の選任を各学部等に依頼する。

(委員の退任及び守秘義務)

第7条 委員が候補者となった場合は、当該委員は委員から退くものとする。

2 委員及び委員であった者は、公示以外の委員会における議事、候補者及びその候補者に関する情報並びにそれらの特定を行うことが可能な情報を管理委員会の外部に漏らしてはならない。

(管理委員会委員長)

第8条 管理委員会の委員長は、第5条の委員の互選による。

(公示の方法)

第9条 公示の方法は、掲示と法人の役員（監事を除く。）及び法人組織規則第6条に規定する教員、職員及び附属学校教員（以下「役職員」という。）への電子メールの送付にて行う。

(公示の場所)

第10条 公示（掲示）の場所は、学長選考・監察規程別表のとおりとする。ただし、必要に応じ追加できるものとする。

(投票)

第11条 適任審査は投票により行う。

2 適任審査の投票権を有する者は、公示を行った日に在籍している役職員とする。

3 管理委員会は、投票権を有する者の名簿（別紙様式1）を作成する。

学長候補者選出に係る適任審査に関する規程

- 4 投票用紙（不在者投票用紙を含む。）は、別紙様式2とする。
- 5 投票は1回とする。
- 6 投票は候補者すべてを対象とし、適任者に○印を付す。
- 7 投票は役職員により行う。
- 8 代理投票は、認めない。

（投票の時間）

第12条 投票の時間は、午前10時から午後1時とする。

（投票の場所）

第13条 投票の場所は、次の各号の場所とする。

- (1) 南1号館〔本部共通棟〕3階共通会議室
- (2) 教育学部附属小学校会議室
- (3) 教育学部附属特別支援学校会議室

2 役職員は前項各号のうち、あらかじめ定められた場所で投票する。

（不在者投票）

第14条 役職員は、投票当日において外国出張等やむを得ない事情により投票ができないと学長選考・監察会議が判断した場合は、事前に不在者投票を行うことができる。

2 不在者投票は、適任審査の投票日の4日前から前日までとし、投票時間は、午後0時から午後1時とする。

3 不在者投票の場所は、南1号館〔本部共通棟〕3階共通会議室とする。

（無効投票）

第15条 次の各号に該当する場合は、その投票は、無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
 - (2) その他学長選考・監察会議が無効と認めたもの
- （適任審査の結果報告）

第16条 管理委員会は、投票終了後速やかに南1号館〔本部共通棟〕3階共通会議室において一括開票し、その結果を別紙様式3により学長選考・監察会議に報告する。

（適任審査の結果の公表）

第17条 適任審査の結果の公表については、学長選考・監察会議が決定する。

附 則

この規程は、平成26年6月19日から施行する。

附 則（平成30年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第2034号）

この改正規程は、平成30年3月19日から施行する。

附 則（令和3年10月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2376号）

1 この改正規程は、令和3年10月25日から施行する。

2 この改正規程の施行により、平成26年6月19日制定、国立大学法人和歌山大学学長候補者投票管理委員会規程は、廃止する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2433号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

学長候補者選出に係る適任審査に関する規程

別紙様式2（第11条第4項関係）

無効事項 2 1 正規の用紙を用いないもの その他学長選考・監察会議が無効と認めたもの						可否欄 （適任者に○を記入） ※複数記入可 候補者の氏名	国立大学法人和歌山大学学長 候補者適任審査投票用紙
		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○		

別紙様式3（第16条関係）

国立大学法人和歌山大学学長候補者適任審査開票録【秘匿】

候補者別票数		投票内訳	
氏名	適任票数	投票有資格者数	名
○ ○ ○ ○	票		
	票	投票数	票
	票		
	票	不在者投票数	票
	票		
	票	有効投票数	票
	票		
	票	無効投票数	票
	票		
	票		票
	票		
年 月 日			
		国立大学法人和歌山大学学長候補者 適任審査管理委員会委員長 (署名)	